にちじょうせいかつようぐ きゅうふ たいよ **(2) 日常生活用具の給付・貸与**

たいしょうひんもくとういちらん 【対象品目等一覧】

種別	Liptol (種目	たいしょうしゃ 対象者	tivのう 性能	*************************************	たいよう 耐用 ^{ねんすう} 年数
	特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の しんたいしょう 身体障がい者 (2)難病患者などで、寝たきりの状態に ある者	施、脚などの訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に きょうせい まいしょうしず。 たいしょうしずのとう。ぎおよい とう。ぎおよい をがくぎ、けいしゃかくと こべっ。 にて対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に きょうせい こできる機能を有するもの	154,000円	8年
介護・訓練支援用具がいご、くんれんしえんようぐ	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい1 級でで常時介護を必要とする身体障がい者 2 級の たいかんきのうしょうがい者 (2) 下肢又は体幹機能障がい2 級の身体障がい児 (原則として3歳以上のの者) において知的障害者更生相談所において知的障害者更生相談所において知的障がい者をしくは知らして3歳以上の者のとなって知定され、障がいとして3歳以上が重度である者 (4) 難病患者などで、寝たきりの状態にある者	は損耗を防止するためマット(寝具)にビニールなどの加工をしたもの	19,600円	5年

- 17 -

特殊尿器	常時介護を必要とする者で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)下肢又は体幹機能障がい1級の身体にようがい者若しくは身体障がい児(原則として学齢児以上の者) (2)難病患者などで、自力で排尿ができない者	介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	大浴に当たり家族など他人の介助を要する者で、次に掲げるいずれかに該当する者で、次に掲げるいずれかに該当する者の。 (1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者若しくは身体障がい児(原則として3歳以上の者) (2)難病患者などで、下肢又は体幹機能になりがいる。 (2)難病患者などで、下肢又は体幹機能にしょうがいのある者	入浴させるもの	82,400円	5年
たいいへんかんき体位変換器	下着交換などに当たり家族など他人の 介助を要する者で、次に掲げるいずれか に該当する者 (1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者若しくは身体障がい児 (原則として学齢児以上の者) (2)難病患者などで、寝たきりの状態に ある者		15,000円	5年

	いどうよう 移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の介護者が対象者を移動させるに当たって、容易	159,000円	
		身体障がい者若しくは身体障がい児 に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他		
		(原則として3歳以上の者) はゆうたくかいしゅう ともな のぞ 住宅改修を伴うものを除く。		4年

		障がいのある者		
	訓練いす	(1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	
		身体障がい児(原則として3歳以上の		
		者)		5年
		(2)難病患者などで、下肢又は体幹機能に		
		障がいのある者		
	くんれんよう 訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の腕又は脚の訓練などができる器具を備えたもの	159,200円	
		しんたいしょう		
		^{もの} の者)		8年
		(2)難病患者などで、下肢又は体幹機能に		
		障がいのある者		
	たゆうよくほじょようぐ 入浴補助用具	にゅうよく かいじょ ひつよう もの つぎ かか にゅうよく じ いどう ざい ほ じ よくそう にゅうすい 入浴に介助を必要とする者で、次に掲げ 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水など	90,000円	
自じり		るいずれかに該当する者を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し		
立っ生地		(1)下肢又は体幹機能障がいの身体障が得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を		
活って		い者若しくは身体障がい児(原則として 伴うものを除く。		8年
自立生活支援用具じりつせいかつしえんようぐ		3歳以上の者)		
月具ぐ		(2)難病患者などで、下肢又は体幹機能に		
		障がいのある者		

便器	身体障がい者若しくは身体障がい児 がなるないでいてようもの (原則として学齢児以上の者) なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんびょうかんでも なんが、常時介助を要する者	でますり付のもの。)ただし、取替えに当たり住宅かいしゅうともなめを除く。	4,450円 手すり付便器 5,400円	8年
とうぶほごぼう頭部保護帽	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能で頻繁がいを有し、歩行や立位が不安定でが者というがいを有し、歩行や立位が不安定でで過剰を表してはないで、一番を持っているのある身体では、歩きがい鬼としては身体では、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのがいれて、大きのがいれて、大きのがいれて、大きのがいれて、大きのがいれて、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きので、大きの者(4)難病患者などで頻繁に転倒するおそれのある者	を保護できる機能を有するもの (1) スポンジ及び革を主材料としているもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料と	(1) 15,200円 (2) 36,750円	3年
T字状・棒状のつえ	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障がい者若しくは身体障がい見(原則として学齢児以上の者) (2)難病患者などで、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に	もの。必要に応じて附属品の加算を認める。	まく ずい 木 材 2,310円 はいきんぞく 軽金属 3,150円 やこうぎい (一部)	3年

			430円 で光材(全面) 1,260円 が決さいは 外装に白色 大は 大は 大は 大は 大は 大さい 大さい 大さい 大さい 大さい 大さい 大さい 大さい	
いどう · いじょう しえん 移動 · 移乗 支援 用具	る者で、次に掲げるいずれかに該当する者で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障がい者若しくは身体障がい児(原則として3歳以上の者) (2)難病患者などで、下肢が不自由な者	プなどであること。ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえた ものであって、必要な強度と安定性を有するも の (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。	60,000円	8年
特殊便器	(1)上肢障がい2級以上の身体障がい 者又は身体障がい児(原則として学齢児以上の者) (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者若しくは知的障がが、者をしておいて知的障がである。 において知的障がい者若しくは知的障がいり、では、これのも時が、者若しくは知的障がいる。	足踏みペダルで温水温風を出し得るもので、 たいしょうしゃまた かいこ 対象者又は介護している者が容易に使用し得る もので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替	151,200円	8年

	まいじゅうど 最重度である者で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 (3) 難病患者などで、訓練を行っても 自力での排便後の処理が困難な者 (3) 対験 病患者などで、訓練を行っても じりき はいべんご しょり こんなん もの 自力での排便後の処理が困難な者		
かさいけいほうき火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難 室内の火災を煙又は熱により感知しな者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、次に掲げるいずれかに該当する者(1)障がい等級2級以上の身体障がい見を発し屋外にも警報ブザーで知らせるで、次に掲げるいずれかに該当する者(1)障がい等級2級以上の身体障がい見でどうそうだんにまなしたでは知的障害者更生相談所において知的障がい者若しくは知的障がにおいて知的障がい者若しくは知的障がい見として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者 (3)精神障がい者又は精神障がい児 (4)難病患者など		8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難 な者のみの世帯文はこれに準ずる世帯 で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1) 障がい等級2級以上の身体障がい 者文は身体障がい児 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所 において知的障かと考古しくは知的障 がい見として判定され、障害の程度が	着るもの	ah. 8年

	重度又は最重度である者 重度又は最重度である者			
電磁調理器	(1)視覚障がい2級以上の身体障がい名をなり、これらの者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能障がい者若しくは知を育がい者若しくは知を変がいる。 では、 で、		41,000円	6年
歩行 時間 延長 上Aごうきょう こがた 信号機用 小型 そうしんき 送信機	(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者 また しんたいしょう 又は身体障がい児 (原則として学齢児 い上の者) (2)難病患者などで、視覚に障がいのあ る者		7,000円	1 0年
*** ・	(1) 聴 覚 障 がい 2 級 以 上 の身体 障 がい	まんせい きゅく しょっかく 音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	87,400円	1 0年

(2) 難 病 患者などで、聴 覚 に 障 がいのある者	5年
とうせきえき かおん き 透析液加温器 じんぞう き のうしょう きゅう い じょう じ これんぞくけい とうせきえき かおん いっていおんど たも 透析液加温器 で自己連続携 透析液を加温し、一定温度に保つもの 5 1,500円	5年
透析液加温器 腎臓機能 障 がい3 級 以上で自己連続携 透析液を加温し、一定温度に保つもの 51,500円	5年
	5年
	5年
法を行う身体障がい者又は身体障がい	
児 (原則として3歳以上の者)	
ネ ブ ラ イ ザ ー (1)呼 吸 器機能 障 がい 3 級 以 上 又は同 対象者又は介護者が容易に使用し得るもの 3 6,000円	
(吸入器) 程度の身体障がい者若しくは身体障が	
い児(原則として学齢児以上の者)であ	5年
って、必要と認められる者	5年
在に 宅た (2)難病患者などで、呼吸器機能に障が	
療乳 いのある者 いのある者	
在で、	
変し	
用	5年
って、必要と認められる者	5年
(2) 難病患者などで、呼吸器機能に障が	
いのある者	
**** *** **** **** **** **** **** **	1 0 年
車 り体障がい者又は身体障がい児	10年
もう じん よう たい おん けい 盲 人 用 体 温 計 (1)視覚 障 がい 2 級 以 上 の視覚 障 がい 対象者が容易に使用し得るもの 9,000円	
(音声式) はないしき はっと	5年
以上の者)で、これらの者のみの世帯若	

1		1° 14.4. 4+ 12.13	Г	1	
		しくはこれに準ずる世帯			
		(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ			
		^{もの} る者			
	もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	(1)視覚障がい2級以上の視覚障がい	対象者が容易に使用し得るもの	18,000円	
		しゃまた しんたいしょう じょげんそく がくれいじ 者又は身体障がい児 (原則として学齢児			
		以上の者)で、これらの者のみの世帯若			5年
		しくはこれに 準 ずる世帯			5年
		^ ストンロュラカトルヒセ (2)難病患者などで、視覚に障がいのあ			
		^{もの} る者			
	もうじんようけつあつけい 盲人用血圧計	(1)視覚障がい2 級以上の身体障がい者	対象者が容易に使用し得るもの	15,000円	
		大は身体障がい児(原則として学齢児以			
		上の者)で、これらの者のみの世帯若し			5年
		くはこれに準ずる世帯			5年
		(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ			
		もの る者			
	動脈血中酸素	(1)呼吸器機能障がい3級以上又は同程	で吸状態を継続的にモニタリングすることが可	157,500円	
	飽 和度 測定器	度の身体障がい者若しくは身体障がい	能な機能を有し、対象者又は介護者が容易に使		
	(パルスオキシ	児 (原則として3歳以上の者) であっ	角し得るもの		5年
	メーター)	て、必要と認められる者			5年
		(2) 難病患者などで、呼吸器機能に障が			
		いのある者			

	けいたいょうかい ゎ ほ じょ携帯用会話補助	はんせいきのうまた げんごきのうしょう しんたい けいたいしき おんせいまた ぶんしょう へんかん き (1)音声機能又は言語機能 障 がいの身体 携帯式で、ことばを音声又は文 章 に変換する機	98,800円	
	* ⁵ 5 装置	によう しゃも しんたいしょう じ げんそく		
		として学齢児以上の者)		
		(2)肢体不自由であって、発声及び発語に		3-2
		************************************		5年
		また しんたいしょう じ げんそく がくれい じ い 又は身体障がい児(原則として学齢児以		
		じょう もの 上の者)		
le≢ Ü		(3) 難病患者などで、発生及び発語に著		
情 ^{じょうほう}	18 , 5 17 5 5 1 / 1 . 5 /	しい障がいのある者	3.7	
•	情報・通信支援		100,000円	
意思疎通支援用具い し そっう しぇんようぐ	ようぐ 用具	障がい2級以上の身体障がい者若し 周辺機器や、アプリケーションソフト		
通力		くは身体障がい児(原則として学齢児以		6年
大き 接口		じょう もの 上の者)		
用まり具ぐり		(2)難病患者などで、文字の読み書きが		
	or) 19	E A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	2.7	
	点字ディスプレ	(1)視覚障がい及び聴覚障がいの重度 文字などのコンピュータの画面情報を点字など	383,500円	
	1	重複障がい者(原則として視覚障がいにより示すことのできるもの		
		2級かつ聴覚障がい2級以上)の身		3-2
		体障がい者であって、必要と認められる		6年
		もの 者 - カノボトネカノドゥ		
		(2) 難病 患者などで、視覚及び聴覚に		
		重複して障がいのある者		

てんじ き	し かくしょう しんたいしょう しゃまた しんたい	たいしょうしゃ よう い し よう え つぎ	ひょうじゅんがた	
点字器		対象者が容易に使用し得るもので次のとおりと	1	
	障がい児(原則として学齢児以上の		ア 10,400円	
	者)	(1) 標準型	イ 6,600円	
	(2) 難病患者などで、視覚に障がいのあ	りょうめんしょしんちゅうばんせい ア 両面書真 鍮 板製	(2) 携帯用	ねん
	- 1 to 1 t	りょうめんしょ せい イ 両面書プラスチック製	ア 7,200円	5年
		(2) 携帯用	イ 1,650円	
		プログラス かためんしょ ア 片面書アルミニウム製		
		かためんしょ イ 片面書プラスチック製		
^{てんじ} 点字タイプライ	しゅうろう も しゅうがく ものまた しゅうろう 就 労若しくは就 学している者又は就 労	たいしょうしゃ よう い しょう え 対象者が容易に使用し得るもの	63,100円	
ター	^ c			
	に該当する者			
	しゅくしょう きゅういじょう しんたいしょう (1)視覚障がい2級以上の身体障がい			5年
	Lest Lativity E 者又は身体障がい児			
	- to a land a			
しかくしょう しゃよう 視覚障がい者用	し	おんせい そうさ ちかくも にんしき 音声などにより操作ボタンが知覚若しくは認識で	るくおんさいせい 録音再生	
ポータブル	Leste Laceulas だい児(原則として学齢児		85,000円	
レコーダー	い じょう もの 以上の者)	はまり記録された図書の再生が可能な製品であ		
	^	たいしょうしゃ ようい しょう って、対象者が容易に使用できるもの、又は		ねん
	る者	おんせい 音声などにより操作ボタンが知覚若しくは認識で	33,33011	6年
		き、かつ、DAISY方式により記録された図書		
		の再生が可能な製品であって、対象者が容易に		
		世界できるもの		

1 421 55 1 5 5	1 4/1 15 **********************************	4 12 12 12 12 12 12 13 13 14 12 12 4 4 15 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	> 1	1
	(1)視覚障がい2級以上の身体障がい	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字	99,800円	
活字文書読上げ				
装置	いじょう toの 以上の者)	変換して出力する機能を有するもので、		6年
	(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ	対象者が容易に使用し得るもの		
	しています。 る者			
しかくしょう しゃよう 視覚障がい者用	本装置により文字等を読むことが可能に	がぞうにゅうりょくそう ちょ	198,000円	
拡大読書器	なる者で、次に掲げるいずれかに該当す			
	^{もの} る者	をモニターに映し出せるもの		
	しかくしょう しんたいしょう しゃまた しんたい (1)視覚障がいの身体障がい者又は身体			8年
	障がい児(原則として学齢児以上の			
	者)			

しかくしょう 視覚障がい者用	(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者	たいしょうしゃ ようい しょう え 対象者が容易に使用し得るもの	29,000円	
地デジ対応ラジ				5年
才	(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ			5年
	^{もの} る者			
もうじんよう と けい 盲人用時計	手指の触覚に障がいがある等のため触	たいしょうしゃ 対象者が容易に使用し得るもの	しょくどくしき 触読式	
	読式時計の使用が困難な者で、次に掲げ		10,300円	
	がいとう もの もの るいずれかに該当する者		おんせいしき 音声式	
	(1)視覚障がい2級以上の身体障がい		13,300円	1 0 年
	しゃまた しんたいしょう じ 者又は身体障がい児			
	(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ			
	50 3者			
I		I	ı l	

****・********************************	として必要と認められる者で、次のいずれかに該当する者 (1)聴覚障がい又は発生及び発語に著しい障がいのある身体障がい者者しくは身体障がい児(原則として学齢児以上は、の者) (2)難病患者などで、聴覚障がいのある者 (2)難病患者などで、聴覚ないのある者	象者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
ts, j かく Ls, j 聴 覚 障 がい者 ようじょうほうじゅしんそう t 用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる もの者で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)聴覚障がいの身体障がい者又は身体 にようかい児 (2)難病患者などで、聴覚に障がいのある者	がい者又は身体障がい児用番組並びにテレビ番(カー じょうはんでから) はいとう ないにテレビ番(カー じょくおよ しゅう つうゃく えいぞう こうせい 組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画 しゅつりょく こうゅう ゆう しゅつりょく 古いう しゅうりょく こう しゅうりょく こう しゅうりょく こう しゅうりょく こうしゅう しゅうりょく こうしゅう しゅうりょく 一直に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴	88,900円	6年
人工喉頭	(1)音声機能、言語機能又はそしゃく機能 によう でがいの身体 でがい者若しくは身体 でがい児 がい児 (2)難病患者などで、音声機能、言語機能 またはそしゃく機能に でがいのある者	呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニールなどの管を通じて音源を口腔内に 導き構音	(1) 館式 5,000円 気管カニューレ付 8,100円 (2) 電動式 70,100円	a.k. 4年

12/11/2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	てんじょしょ だいかつじょしょ ししゃ	& 2 1 1° to 1 + to 5 7 10 + to
	(1) 視覚障がいの身体障がい者又は	点字図書・大活字図書・DAISY図書	福祉事務所長が必要
図書	身体障がい児		と認めた額
	(2)難病患者などで、視覚に障がいのあ		
	。 る者		
るくしでん ゎ 福祉電話	身体障がい者のみの世帯又はこれに準	対象者が容易に使用し得るもの	新規設置の場合のみ
(貸与)	ずる世帯であって、次に掲げるいずれか		83,300円
	に該当する者		
	(1) 聴覚又は音声機能若しくは言語機能		
	障がいの身体障がい者		
	(2)外 出 困難な身体 障 がい者 (原則とし		
	て2級以上)であって、コミュニケー		
	ション、緊急連絡などの手段として必要		
	性があると認められる者		
	(3)ファックス被貸与者。		
ファックス		たいしょうしゃ ようい しょう え 対象者が容易に使用し得るもの	7,700円
(貸与)	がい3級以上の身体障がい者であっ		
	て、コミュニケーション、緊急 連絡など		
	の手段として必要性があると認められる		
	**。 ただし、電話 (福祉電話を含む。) に		
	よるコミュニケーション等が困難な身体		
	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる		
	世帯		
•		1	1 1

視覚障がい者用 視覚障がいる身体障がい者又は身体障 一方ではセッサー (集間利用) 一方ではセッサー (集間利用) 一方では、下では、下できるもの 一方では、下できるもの 一方でき、下できるもの 一方では、下できるもの 一方では、下できるもの 一方でき、下できるもの 一方では、下できるもの 一方では、下できるもの 一方でき、下できるもの 一方では、下できるもの 一方でき、下できるもの 一方でき、下できるもの 一方できる。 一方できる。 一方できる。 一方できない。 「一方できる。 「一方できない。 「一方で						
####################################				へんしゅうおよ こうせい きのう も にほんてん じひょう きほう もと編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基	給 付の場合	
(大美 同利用) 一成及び管声化ができるもの 一成及び管声化ができるもの 一成及び管声化ができるもの 一成及び管声化ができるもの 一成子図書 一の子図書		ワードプロセッ	がい児(原則として学齢児以上の者)	づき、入力した文章を自動的に点字変換が可	1,030,000円	
(大美 同利用) 成及 び音声化ができるもの 成及 び音声化ができるもの 成及 び音声化ができるもの 成皮 び音声化ができるもの 成文 翻訳 された 図書 表字図書 視覚 啼 がい の 身体 啼 がい 名文は身体 啼 がい 児であって、情報の 入手を点字に よっている者 あって、点字により 情報 入手できるもの と点字翻訳 された 図書 と点字翻訳 された 図書 と点字翻訳 する 以前 の 図書の 離入 価格の 差額。ただし、対象 著 1 人につき、6 タ イトル文は、2 4 巻 を限度とし、辞書な ど一括して購入しな ければならないもの を除く。 (1) 蓄便 変 低刺激性の粘着 剤を使用した密封型文は下 月額 8,858円 20		サー		のう てんじ 能で点字プリンターとの連動により点字文書の作		
「		きょうどう りょう (共 同利用)		tusk shetu か 成及び音声化ができるもの		
がい児であって、情報の入手を点字により情報入手できるもの よっている者 あって、点字により情報入手できるもの と 点字翻訳する以前 の 図書の購入価格の 差額。ただし、対象 者 1 人につき、6 タ イトル文は、2 4 巻 を 限度とし、辞書な ど一括して購入しな ければならないもの を除く。 ストマ装具 ぼうこう艾は直腸の機能障がいの身体 障がい者者しくは身体障がい児であっ て、人工肛門文は人工膀胱造設者 (1) 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型 フィルム製の収納袋 (2) 蓄尿袋 (3) 蓄尿袋 (4) 高額性の粘着剤を使用した密封型のラテ ックス製艾はブラスチックフィルム製の収納袋 (5) 蓄尿袋 (6) 蓄尿袋 (6) 大工航空に対象を使用した密封型のラテ ックス製艾はブラスチックフィルム製の収納器		でんじ としょ 点字図書	しかくしょう しんたいしょう しゃまた しんたいしょう 視覚 障がいの身体障がい者又は身体障	john john	てんじほんやく 点字翻訳された図書	
			だい児であって、情報の入手を点字に	_{てん じ} あって、点字により 情 報 入 手できるもの	と点字翻訳する以前	
			よっている者			
イトル交は、24巻 を限度とし、辞書など一括して購入しなければならないものを除く。					差額。ただし、対 象	
本では、					者1人につき、6タ	
ストマ装臭 ぼうこう文は直 勝の機能 で がいの身体						
おいます ます おいます おいます ます おいます ます ます ます ます ます ます ます					を限度とし、辞書な	
ストマ装臭 ぼうこう文は造 臓の機能障がいの身体					ど一括して購入しな	
ストマ装具 ぼうこう文は直 腸 の機能 障 がいの身体 (1) 蓄便袋 (1) 蓄便袋 (1) 蓄便袋 (1) 蓄便袋 (1) 蓄便袋 (1) 下が						
#は、						
### 泄する 管が 理り 支し 接流 用うり 具ぐ		ストマ装具				
ックス製文はプラスチックフィルム製の収納	HL は			ていしばきせい ねんちゃくざい しょう みっぷうがたまた か 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下	月額 8,858円	
ックス製文はプラスチックフィルム製の収納	排にせつか		でんこうこうもんまた じんこうぼうこうぞうせっしゃ て、人工肛門又は人工膀胱造設者			
ックス製文はプラスチックフィルム製の収納	電流 理り				月額 11,639円	げつ 1 ふ ロ
ックス製文はプラスチックフィルム製の収納	支え					1 22 月
ックス製文はプラスチックフィルム製の収納	用目で			ていしばきせい ねんちゃくざい しょう みっぷうがた 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテ		
袋で尿処理用のキャップ付のもの	六 、			ックス製又はプラスチックフィルム製の収納		
				袋で 尿 処理用のキャップ付のもの		

I	
$\frac{\omega}{2}$	

	T	T	I		
がおむつ等	(1)ストマの著しい変形等によりストマ そうく 装具の使用が困難な者 (2)高度の排便又は排尿機能障がいの身 たいしょう 体障がい者 (3)脳原性運動機能障がいかつ意思表示 これないしょう 困難な身体障がいぎなどうきをのうしょう のうけんせいうんどうきをのうしょう のうけんせいうんどうきをのうしょう にいたいしょう を対したないしょう を対したないしょう を対したないしょう を対したないしょう を対したないしょう を対したないしょう にいたいしょう がいの身 にいたいしょう を対したないしょう にいたいしょう を対したないしょう にいたいしたいしたいしたいしたい にいたいしたいしたい にいたいしたい にいたいしたい にい にいたい にい にいたい にい にい にい にい にい にい にい にい にい に		月額 12	2,600円	1 か月
い 尿 お 場	(1)脊髄損傷などにより高度の排尿機能にようでがいの身体障がい者又は身体障がい程度がいり、 (京則として3歳以上の者) (2)難病患者などで、高度の排尿機能障がいめある者	置をつけるもの	***	,700円 ,700円 ,500円 ,900円	1年

	١	
ح		2
ر	٠	5
	I	

	きょたくせいかつどう さ 居宅生活動作	(1)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行	たいしょうしゃ いどう えんかつ 対象者の移動を円滑にする次に掲げる用具及び	200,000円	
	ま じょよう ぐ 補助用具	性の脳病変による運動機能障がい(移	かいしゅうこう じ たいしょう 改修工事を対象とする。		
居き		動機能障がいに限る。)の身体障がい者	(1) 手すりの取付け		
1 生い		もしくは身体障がい児(原則として学齢	(2) 段差の解消		
活かっと		たいだよう もの 児以上の者)であって、障がい程度等	(3) 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又		かいかぎ
作者		級 3 級 以 上 の者。ただし、特殊便器へ	できるめん ざいりょう へんこう は通路面の材料の変更		1回限り
居宅生活動作補助用具きょたくせいかつどう さ ほ じょようぐ		の取替えについては、上肢障がい2級	(4) 引き戸などへの扉の取替え		
月月で		以上の者	(5) 洋式便器などへの便器の取替え		
		(2)難病患者などで、下肢又は体幹機能	(6) その他前号の住宅改修に附帯して必要とな		
		障がいのある者	じゅうたくかいしゅう る住宅改修		

た 注 意 事 項	持参	申請先
・日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児または障害者総合支援法の対象疾病(難病など)のある方が対象となります。 ・介護保険法など、他制度で給付等が受けられる場合は他制度優先となります。 ・本人及び同じ世帯のかたの市所得割課税額の合計が50万円以上の場合は給付の対象となりません。 ・原則費用額の1割自己負担(負担上限月額37,200円)となります。非課税世帯のかたは自己負担はありません。 ・各品目には限度額(公費負担の上限額)を設定しています。購入品質が設めません。 ・各品目には限度額(公費負担の上限額)を設定しています。購入品質が設めません。 ・香品目には限度額(公費負担の上限額)を設定しています。購入品質が限度額を超えた場合は、利用者負担となります。 ・購入後の領収書提出などでは申請を受理できませんので、がなら、ご言にゅうことのでは対するとい。 ・購入後の領収書提出などでは申請を受理できませんので、がなら、ご言にゅうまた。 ・購入後の領収書提出などでは申請を受理できませんので、がなら、ご言にゅうまた。 ・購入後の領収書提出などでは申請を受理できませんので、 ・対なら、ご言にゅうまた。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言になった。 ・対ないに言言にないに言言になった。 ・対ないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないにないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないに言言にないにないに言言にないに言言にないに言言にないにないに言言にないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないに	とが確認できるもの(診断書、意見書などの難病などの疾患をなび状態がわかるもの) ・見積書	^{ふくしかかり} 福祉係